

平成30年度 第1回芦屋市営住宅入居者選考委員会 会議録

日 時	平成30年8月21日(火) 午前10時～午前11時30分
場 所	市役所東館3階小会議室4・5
出 席 者	委 員 長 大永 順一 委 員 中村 美津子 委 員 福井 香代子 委 員 山中 厚子 委 員 清水 保子 委 員 田原 俊彦 委 員 森田 昭弘 委 員 安達 昌宏 (欠席委員) 福井 利道, 稗田 康晴
事 務 局	都市建設部参事(都市計画・開発事業担当部長) 山城 勝 住宅課長 西 嘉成 住宅課係長 福岡 慶起 住宅課職員 濱砂 陸人
会議の公開	■公 開
傍 聴 者 数	0人

1 議案

(1) 平成30年度市営住宅等入居希望者登録に係る裁量世帯の要件について

2 配布資料

- (1) 平成30年度芦屋市営住宅入居者選考委員会次第
- (2) 芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例(抜粋)
- (3) 芦屋市情報公開条例(抜粋)
- (4) 高浜町1番住宅の入居希望者登録について
- (5) 平成30年度市営住宅等入居希望者登録に係る裁量世帯の要件について
- (6) 学校指定変更及び区域外就学許可基準(通学区政制度の弾力的運用)

3 審議経過

<委員及び事務局職員自己紹介>

(事務局 西) それでは、議題に入る前に、事務局から本日の配布資料の確認及び本委員会の運営に関して説明させていただきます。最初に、配布資料は次第を含め、7枚あります。次に、本委員会は芦屋市の附属機関ですので、運営の原則が定まっています。その内容は、

芦屋市情報公開条例と芦屋市附属機関等の設置等に関する指針に基づく会議と会議録の公開です。附属機関については、原則公開となっており、本日の会議についても、全部を非公開とする理由はありませんので公開とします。ただし、入居者選考に関し、個人が特定できるような審議があれば、適宜非公開とします。

なお、傍聴の申し出はありませんでした。また、本日の会議については、発言者名を明記の上、会議録として要約し、芦屋市ホームページ及び行政情報コーナーで公開させていただきます。要約内容の確認については、後ほどの議事の中で指名されます会議録署名委員により行うことを本会の慣例としていますのでご了解願います。

(事務局 西) 次に、委員定数の確認をします。委員の総数10名中8名の出席で、過半数の出席ですので、今回の委員会は成立しています。

また、議事録署名委員は、山中委員と安達委員にお願いしたいと思いますがいかがですか。

<山中委員、安達委員了承>

(大永委員長) それでは、議案(1)について、事務局より説明願います。

(事務局 西) それでは、議題(1)について説明します。

<配布資料(2)、(4)及び(5)を用いながら、説明>

以上で説明を終わります。

(大永委員長) では、ただいまの説明について質問のある方はいらっしゃいますか。

(大永委員長) 今回の議案では、小学校の学区変更等が関係しますので、私から資料(6)を別に配布しています。現在、潮見中学校区の住民の方は学区変更が必要ありませんが、それ以外の方は学区を変更する必要があります。学区を変更しない場合は、通学場所が遠くなるため、バス通学となりますので、配慮が必要と感じます。

(田原委員) 今回の議案について、裁量世帯の要件を新たに1つ付け加えるのですか。それとも、既存の要件を拡大するものですか。

(事務局 西) 既存の要件を拡大するものです。

(田原委員) 今回の改正により新たに申込みができるようになる世帯ほどの程度ですか。

(事務局 西) 応募状況を確認するまでは、はっきり分かりません。ただ、各種統計を確認する

と、30世帯程度であると思います。また、今回の議案の目的である「子育て世帯の住まいの確保」という点からすると、扶養家族のいる世帯では世帯人数が多いため、市営住宅において空きに余裕のある3DKの住戸に入る機会ができると考えます。

(大永委員長) 山手圏域を学区とする場所から市営住宅はなくなるのですか。

(事務局 西) 山手圏域を学区とする市営住宅は、翠ヶ丘町や楠町等にありますが。

(中村委員) 市営高浜町1番住宅には何戸の部屋がありますか。

(事務局 西) 350戸です。

(大永委員長) 例年のあっせん数を教えてください。

(事務局 西) 30から35世帯程度です。

(清水委員) 1年に2回の入居希望登録受付を行うことはできませんか。

(住宅課 西) 本市の場合、入居希望登録者全員に採点を行い、その点数に応じてあっせんを行います。点数の高い登録者から順にあっせんを行うのに1年間要するため、難しいです。

(大永委員長) 今回のこの委員会は、議案(1)を審査するものであり、申込状況や採点内容等について議論するのは、次回の委員会で行うことになると思います。

(大永委員長) 今回の改正で、子育て世帯がより市営住宅、特に3DKの住戸に入居しやすくなると思います。その場合、子供が成人・独立後も3DKの部屋に居住し、他の入居希望者へのあっせんが進まなくなる話をよく聞きますので、それに留意する必要があると思います。

(森田委員) 今回の議案にあるような改正を行っている近隣市はありますか。

(事務局 西) 兵庫県と神戸市でおこなっています。

(森田委員) その目的はどのようなものですか。

(事務局 西) 若者子育て世帯の入居促進や市営住宅内のコミュニティ形成を図るためです。

(森田委員) この措置は、高浜町1番住宅入居希望者に限ったものですか。

(事務局 西) そうではありません。市内すべての市営住宅に関係するものです。

(森田委員) 若者子育て世帯の流入促進について他市も盛ん取り組んでいる中で、今回の議案にあるような改正を他市で行っていないのはなぜですか。

(事務局 山城) 平成30年度に芦屋市住宅マスタープランを策定し、その中で若者子育て世帯の流入の促進を掲げています。その一環として、今回の議案の審議をお願いしています。

(田原委員) 事務局からもありましたように市営住宅の高齢化が進行しており、コミュニティ形成等に悪影響を与えかねないと思います。特に、管理人等のなり手不足の問題も大きいと思います。そのような状況の中で、高浜町1番住宅においては、どのような支援がありますか

(事務局 西) 市営高浜町1番住宅入居対象の6団地の管理人等を集めた、管理人意見交換会を来月開催し、市営高浜町1番住宅での生活における懸念事項やルールづくり等について話し合いを行います。

(田原委員) 自治会等ができるのは、来年1月頃だと考えて良いですか。

(事務局 西) 6団地の入居者の移転完了が年内、その後、平成30年度入居希望登録者のあつせんを平成31年度にかけて行うので、来年1月の自治会結成等は難しいと思います。

(田原委員) 自治会等ができるまでは、悪質商法等による被害が入居者に及びかねないので、その辺の注意もよろしくお願いします。

(事務局 西) 分かりました。

(大永委員長) 市営高浜町1番住宅における共益費の管理はどのようになりますか。

(事務局 西) 金融機関の自動集金サービスを用いた共益費の徴収を指定管理者が行う予定です。自治会等が設立されるまでは指定管理者が共用部等の管理も併せて行います。

(大永委員長) 他にご意見はありませんか。それでは、議案(1)について事務局の提案のとおりでよろしいでしょうか。

<委員一同了承>

(大永委員長) 本日の議事は全て終了しましたので、これもちまして平成30年度第1回入居者選考委員会を終了します。各委員におかれましては、円滑な会議の進行にご協力いただきありがとうございました。

以 上